

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルスへの対応等について（周知徹底）

平素より、高齢者施設等の適切な運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等における新型コロナウイルスへの対応について、今般、東京都において施設の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したこと等を受けて、厚生労働省から、下記のとおり通知されたので、内容についてご了知頂くとともに、新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

各通知文においては、各施設等の利用者等に新型コロナウイルスが発生した場合の対応及び感染拡大防止のための留意点等が記載されていますので、必ず内容をご確認いただき、周知徹底をお願いします。

高齢者施設等においては、過剰に心配することなく、新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めて、落ち着いて、咳エチケット、手洗い、消毒等感染予防対策を、適切確実に実施いただくよう、改めてお願いします。

記

- 1 「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和 2 年 2 月 18 日付け事務連絡）」に関する Q & A について**（令和 2 年 2 月 21 日付け厚生労働省事務連絡）（5 ページ）
- 2 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について**（令和 2 年 2 月 23 日付け厚生労働省事務連絡）（15 ページ）
- 3 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について**（令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省事務連絡）（4 ページ）
- 4 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について**（令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省事務連絡）（5 ページ）
- 5 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）**（令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省事務連絡）（2 ページ）

県介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527（直通）